

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 24日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

提出者

住 所 福岡県京都郡苅田町新浜町1番地3

名 称 日産自動車九州株式会社

代表者 代表取締役 芦澤 俊介

電話番号 093-435-1213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日産自動車九州株式会社
事業場の所在地	福岡県京都郡苅田町新浜町1番地3
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械機具製造業・自動車附属品製造業・自動車製造業 〔3111〕
②事業の規模	製造出荷額：1,124,825百万円/年
③従業員数	4,500人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1及び2-1及び2-2「産業廃棄物の一連の処理の工程」のとおり

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙3「管理体制図」のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	別紙 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【分別の種類】 別紙5「分別の種類」のとおり 【分別に関する取組】 ・省資源・廃棄物削減の推進を環境方針に掲げ、基準書を設定し、従業員・協力業者へ定期的に教育を実施している。 ・工場(生産工程)に資源ステーション(分別置場)を設置し、分別排出を行っている。 ・分別排出状況のチェックを毎日行い、不適合は職場へ文書で是正要請を行っている。		
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【今後分別する予定の産業廃棄物の種類】 現状を継続する。 【分別に関する取組】 ・上記活動を継続し分別精度の向上を図る。 ・環境全般の啓発を目的にした「環境マンスリー」を発行し、適切な分別排出、廃棄物削減等について従業員に環境教育を実施する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	21,478 t	0 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ろ布の更新による脱水汚泥含水率の低減 ・爆気槽汚泥引抜き量の適正化 ・フィルタープレスオーバーホールによる脱水汚泥含水率の低減 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	21,609 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ろ布の更新による脱水汚泥含水率の低減 ・余剰汚泥引抜き量の適正化 		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】別紙6のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

② 計画	【目標】別紙6のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり	
※事務処理欄		

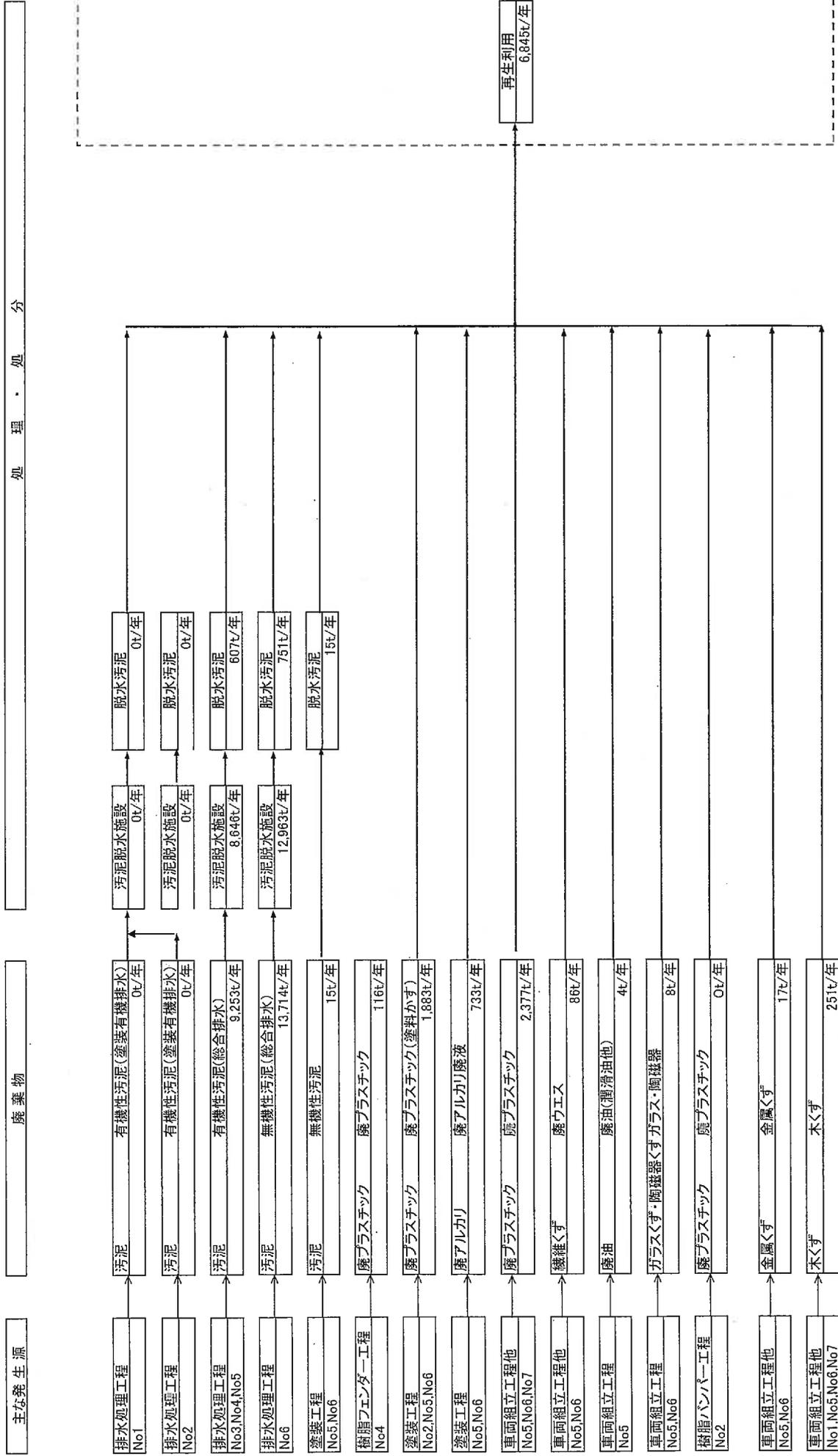
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

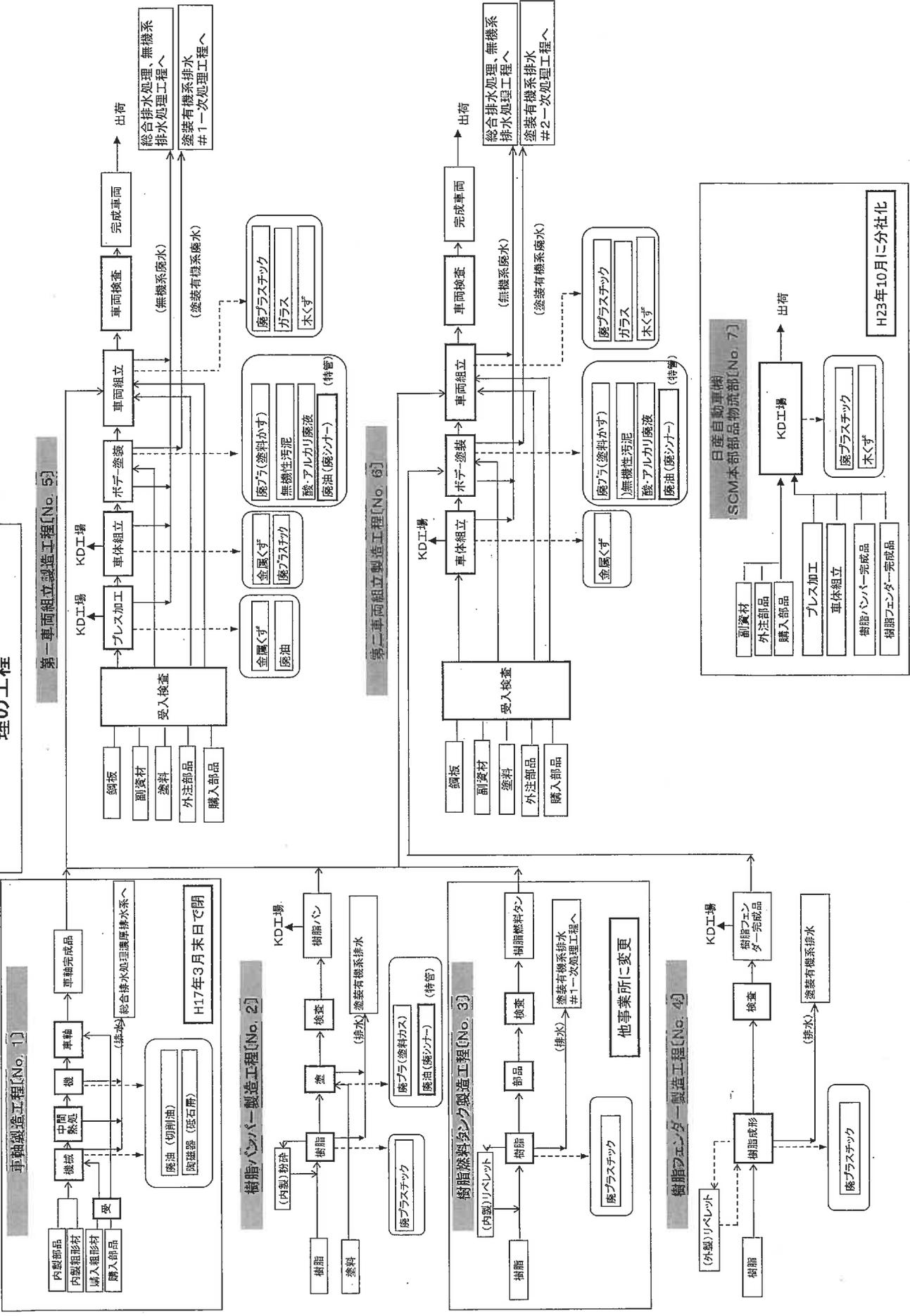
別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

→ 廃棄物の流れ

----- 委託処理の範囲



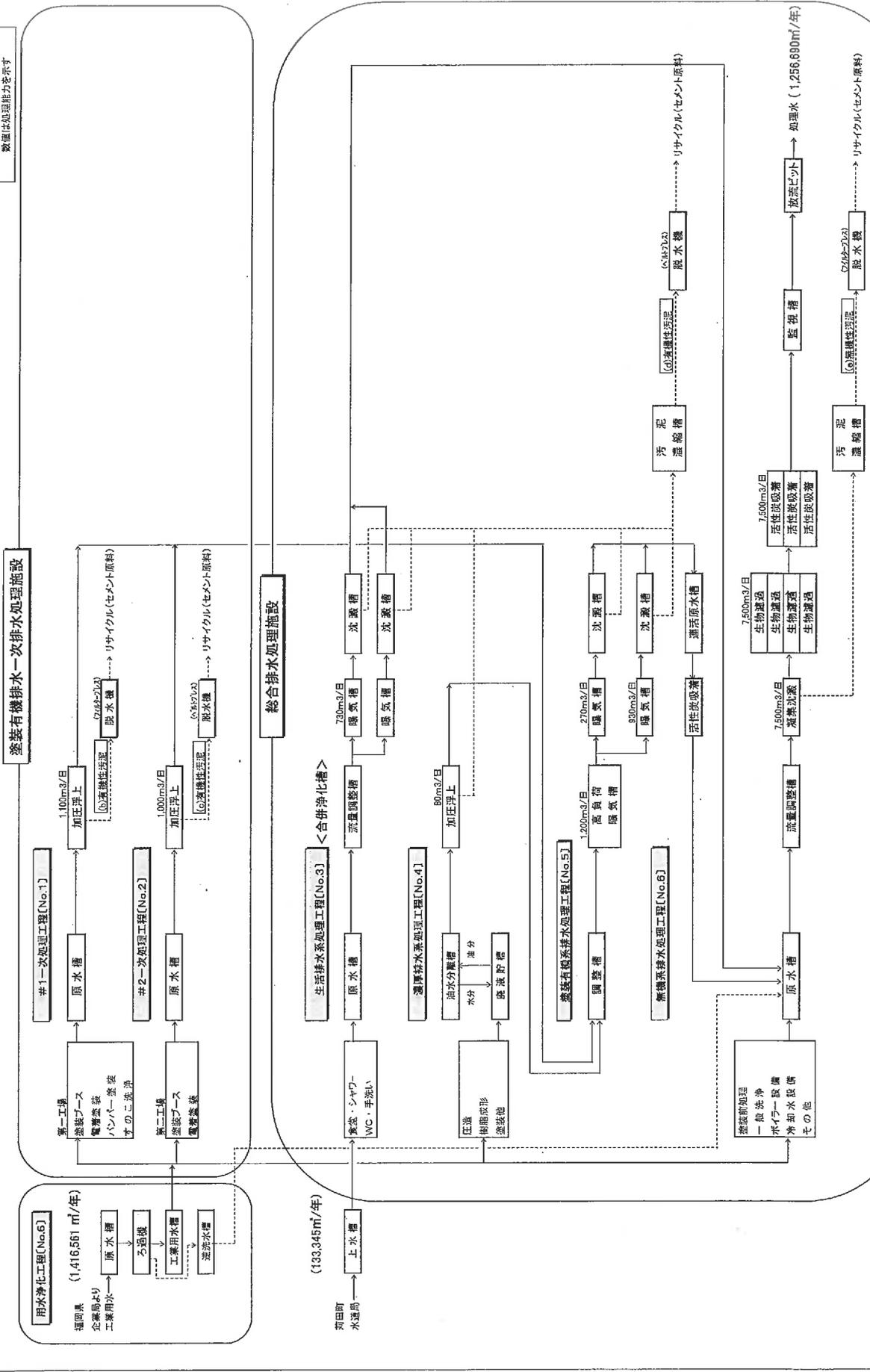
別紙2-1 産業廃棄物の一連の処理の工程



H23年10月に分社化

別紙2-2 産業廃棄物の一連の処理の工程
(用水浄化及び排水処理フローシート)

数値は処理能力を示す



別紙3 管理体制図

法律に基づく管理体制				
統括責任者	日産自動車九州(株) 代表取締役 芦澤 俊介			
廃棄物担当部署	工務部 工務課 環境エネルギー担当グループ、組織人員:3人			
役割	<table border="1"> <tr> <td>廃棄物処理責任者</td> <td>工務課環境エネルギー担当課長</td> <td> ①廃棄物処理計画の作成 ②廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ④処理業者、再生業者、の調査選定、管理 ⑤委託契約の手続き業務 ⑥産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の交付・管理 ⑦特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者の設置 ⑧監督官庁への届け出、各種報告 ⑩従業員、協力会社に対する教育・啓蒙 その他関係する業務 </td> </tr> </table>	廃棄物処理責任者	工務課環境エネルギー担当課長	①廃棄物処理計画の作成 ②廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ④処理業者、再生業者、の調査選定、管理 ⑤委託契約の手続き業務 ⑥産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の交付・管理 ⑦特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者の設置 ⑧監督官庁への届け出、各種報告 ⑩従業員、協力会社に対する教育・啓蒙 その他関係する業務
廃棄物処理責任者	工務課環境エネルギー担当課長	①廃棄物処理計画の作成 ②廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ④処理業者、再生業者、の調査選定、管理 ⑤委託契約の手続き業務 ⑥産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の交付・管理 ⑦特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者の設置 ⑧監督官庁への届け出、各種報告 ⑩従業員、協力会社に対する教育・啓蒙 その他関係する業務		
管理組織				

ISO14001による管理体制										
H22年からISO14001は、全社統合体制になったが、日産九州の体制のみ記す。										
地区環境統括者	日産自動車九州(株) 代表取締役社長 芦澤 俊介									
役割	<table border="1"> <tr> <td>地区環境管理責任者</td> <td>工務部長</td> <td> ①廃棄物管理に関する業務の方針策定 ②廃棄物管理に関する業務の承認 </td> </tr> <tr> <td>環境委員会 委員長－社長 委員－九州地区の全職制 事務局－管理責任者(工務部長) 事務局－環境エネルギーグループ</td> <td></td> <td> ①廃棄物の発生抑制、中間処理、再生利用、適正処理などに関する廃棄物の管理運営を行う上で必要な審議、承認を行う ②廃棄物に関する活動計画の進捗確認など </td> </tr> <tr> <td>各課課長及び推進担当者</td> <td></td> <td>廃棄物の分別及び発生抑制に関する業務</td> </tr> </table>	地区環境管理責任者	工務部長	①廃棄物管理に関する業務の方針策定 ②廃棄物管理に関する業務の承認	環境委員会 委員長－社長 委員－九州地区の全職制 事務局－管理責任者(工務部長) 事務局－環境エネルギーグループ		①廃棄物の発生抑制、中間処理、再生利用、適正処理などに関する廃棄物の管理運営を行う上で必要な審議、承認を行う ②廃棄物に関する活動計画の進捗確認など	各課課長及び推進担当者		廃棄物の分別及び発生抑制に関する業務
地区環境管理責任者	工務部長	①廃棄物管理に関する業務の方針策定 ②廃棄物管理に関する業務の承認								
環境委員会 委員長－社長 委員－九州地区の全職制 事務局－管理責任者(工務部長) 事務局－環境エネルギーグループ		①廃棄物の発生抑制、中間処理、再生利用、適正処理などに関する廃棄物の管理運営を行う上で必要な審議、承認を行う ②廃棄物に関する活動計画の進捗確認など								
各課課長及び推進担当者		廃棄物の分別及び発生抑制に関する業務								
管理組織										

ISO14001による管理体制										
H22年からISO14001は、全社統合体制になったが、日産九州の体制のみ記す。										
地区環境統括者	日産自動車九州(株) 代表取締役社長 芦澤 俊介									
役割	<table border="1"> <tr> <td>地区環境管理責任者</td> <td>工務部長</td> <td> ①廃棄物管理に関する業務の方針策定 ②廃棄物管理に関する業務の承認 </td> </tr> <tr> <td>環境委員会 委員長－社長 委員－九州地区の全職制 事務局－管理責任者(工務部長) 事務局－環境エネルギーグループ</td> <td></td> <td> ①廃棄物の発生抑制、中間処理、再生利用、適正処理などに関する廃棄物の管理運営を行う上で必要な審議、承認を行う ②廃棄物に関する活動計画の進捗確認など </td> </tr> <tr> <td>各課課長及び推進担当者</td> <td></td> <td>廃棄物の分別及び発生抑制に関する業務</td> </tr> </table>	地区環境管理責任者	工務部長	①廃棄物管理に関する業務の方針策定 ②廃棄物管理に関する業務の承認	環境委員会 委員長－社長 委員－九州地区の全職制 事務局－管理責任者(工務部長) 事務局－環境エネルギーグループ		①廃棄物の発生抑制、中間処理、再生利用、適正処理などに関する廃棄物の管理運営を行う上で必要な審議、承認を行う ②廃棄物に関する活動計画の進捗確認など	各課課長及び推進担当者		廃棄物の分別及び発生抑制に関する業務
地区環境管理責任者	工務部長	①廃棄物管理に関する業務の方針策定 ②廃棄物管理に関する業務の承認								
環境委員会 委員長－社長 委員－九州地区の全職制 事務局－管理責任者(工務部長) 事務局－環境エネルギーグループ		①廃棄物の発生抑制、中間処理、再生利用、適正処理などに関する廃棄物の管理運営を行う上で必要な審議、承認を行う ②廃棄物に関する活動計画の進捗確認など								
各課課長及び推進担当者		廃棄物の分別及び発生抑制に関する業務								
管理組織										

別紙4 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

日産自動車㈱と日産自動車九州㈱の発生量の合計を示す。

産業廃棄物の種類	①現状		②計画	
	前年度(令和5年度)実績	排出量	排出量	目 標
汚泥	22,983 t	22,967 t	今後実施する予定の取組 ・ろ布の更新による脱水汚泥含水率の低減 ・余剰汚泥引き抜き量の適正化	
廃プラスチック	4,756 t	4,376 t	・前年度の取り組みの継続	
廃アルカリ	490 t	797 t	・前年度の取り組みの継続	
金属くず	26 t	17 t	—	
木くず	273 t	251 t	・前年度の取り組みの継続	
繊維くず	93 t	86 t	—	
ガラスくず	9 t	8 t	—	
廃油	1 t	1 t	—	

別紙5 分別の種類

大分類	小分類	具体例
紙類	段ボール	付着物（発泡スチロール、ガムテープ、紙等）を概ね取外したもの。蛍光灯包装紙等
	シール台紙	シールの台紙、離型紙等。
	感熱紙	感熱紙、生産指示票
	OA用紙	OA用紙、模造紙、コンピューター連続紙で白地の紙。 (除く色付用紙、)
	新聞紙	新聞紙及びチラシ
	雑誌・厚紙	雑誌、本類、冊子、菓子箱・靴箱等の厚紙。 ファイル(金具を取り除いたもの) コイル梱包シート
	梱包厚紙	プレスで発生するコイルの梱包紙
	ミックスペーパー	色付用紙、メモ紙、包装紙、ポスター、カレンダー、封筒（除く窓のビニール）、青焼き、荷札、生産指示票、シュレッダー、カラーコピー、ノート、ポストイット、ノンカーボン紙等で汚れが少ないもの。
その他紙類	濡れた紙、汚れた紙、油紙、原材料袋、輪転機マスター、写真、PGF 芯、テープ・フィルムのコア、厚型ファイル、磁気テープ、ポストイット、カーボン紙等で上記①～⑧に該当しない紙類。	
布類	軍手、ウエス、	作業着等の布類で、シンナー・ガソリン・灯油等の危険物付着が少ないもの。防塵マスクフィルタ。作業帽
木くず	木くず	板、木材、ベニヤ板、おがくず、鉛筆、鉛筆の削りかす等。
プラスチック類	固形プラスチック	ポリ容器、ホース類、ゴム製品、発泡スチロール、パロニア、スポンジ、輪ゴム、プラスチック製品、ヘルメット、薬のカプセル、プラスチック製ボールペン・シャープペンのボディ・キャップ、ペットボトルの蓋等で、概ね金属を取外したもの。 標識ロープ、段ボール、プラボール缶、フェンダー、バンパー、バット等
	ビニール（軟質プラスチック）	ビニール袋、ポリ袋OHPシート、ブルーシート、ビニール紐、パウチフィルム、エアクッション、マスキングのビニール部等。
	塩ビ	ビニールテープ、ビニールカーテン、厚手ビニールシート、デスクマット、蛍光ペンのビニールカバー等。
	梱包バンド	PPバンド、インシュロック。金属部を取外したもの。
	ペットボトル	ペットボトル
	PGF	組立工程で発生するペイントガードフィルム。
生活ごみ	弁当容器	弁当容器、カップ麺容器、食品が付着した容器)等。
	紙類	ちり紙、トイレトペーパー芯、ティッシュペーパー、紙パック(自販機以外のもの)、タバコの箱、飲料用の紙コップ（除くシーリング材が入ったもの）等。
	プラスチック類	菓子・アイスクリーム・煙草のビニール等。
	木類	割り箸、つまようじ
	生ごみ	残飯、茶殻、ティーパック、コーヒー豆のカス、ガムの屑、みかんの皮等。
	コーヒーのビン	インスタントコーヒーのビン・クリーミーパウダーのビン
	コロナ関係廃棄物	マスク、除菌ペーパー類、ゴム手袋、ティッシュペーパー、ガーゼ
ガラス類	薬品ビン	試薬ビン、薬品のビン、ピーカー、フラスコ、ビュレット等。
	ガラスくず	板ガラス、鏡、ガラスのコップ、ガラス製品、割れた電球等。
	飲料用ビン	ジュースビン・栄養ドリンクのビン
	一斗缶	一斗缶、20Lペール缶。
金属類	ペール缶	1L缶・4L缶
	スプレー缶	スプレー缶、1L缶、4L缶。
	金属くず	ボルト・ナット、アングル、針金、鉄屑、ホッチキス芯、アルミ箔、画紙、空の金属製チューブ、ボールペンの金属部、金属とその他の物質との一体物で重量比が90%以上のもの、菓子缶等。
	銅くず	銅線、溶接チップの削りカス、オンス銅板の切れ端等
	アーク溶接ワイヤ	アーク溶接用ワイヤ。
	飲料用缶	ジュース缶、コーヒー缶、スープ缶等の飲料用缶。
	ドラム缶	200L缶
	電池	乾電池：マンガン電池、アルカリ電池

不燃物	その他電池	ボタン電池、リチウム電池、ニッカド・リチウムイオン・水素電池等。	
	砥石	砥石、軸付き砥石、高速カッター等で本体が石のもの。	
	エスパー	エスパー、サンダーペーパー等で本体がプラスチック製で紙や石以外のもの。	
	防毒マスク吸収缶	防毒マスク吸収缶。	
	電線くず	被覆の付いたもの。	
	プリント基板	プリント基板	
	電気部品	ブレーカー、スイッチ、センサー等 電気部品	
	その他不燃物	金属・ガラス以外の不燃物、可燃物・不燃物の一体物、茶碗、磁石、安全靴、運動靴、菓子等の乾燥剤、キャスター、コンクリート、プリンターリボン、使い捨てカイロ等の不燃物。電気コード、シーリング材が入った紙コップ、竹、筆、高圧ホース等	
	ねり状物	シーリング、グリス等のねり状物。	
その他	床面清掃ごみ	床面ごみ、鳩の糞等 床面清掃に伴い発生するごみ。	
	プライマー容器	組立等で発生するプライマー容器、酢酸エチル容器等の容器。	
	フラックス容器	車体等で発生するフラックス容器等 危険物用容器。	
	マスキング	塗装で発生するマスキング材。	
	廃油	使用済み潤滑油、洗い油、燃料油、シンナー、灯油、作動油等。	
	廃液	濃厚液で水処理が困難なもの、廃薬品。	
	汚泥	水処理汚泥、塗装前処理化成カス、清掃時の泥状物。	
	塗料カス	塗装ブース及び循環水槽の塗料カス。	
	危険物付ウエス	シンナー、ガソリン、プライマー等の揮発性危険物が付着したウエス。	
	バッテリー	車両、フォークリフト等の蓄電池。	
	大型排出物	長さ60cm以上のもの（パソコン、テレビ、冷蔵庫等）。	
	皮類	皮手、皮製品。	
	保温材	筒状保温材、板状保温材、珪酸カルシウム製保温材、ロックウール製保温材	
	家電機器	電気ポット、電卓、壁掛け時計、懐中電灯等	
	フィルター	塗装ブース空調用フィルター、空調用フィルター、洗浄機用フィルター等	

産業廃棄物の種類	① 現状					これまでで実施した取組
	【前年度(令和5年度)実績】					
	全処理委託量	優良認定業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
汚泥	1,505 t	1,505 t	1,505 t	0 t	0 t	水系塗料由来の汚泥削減
廃プラスチック	4,756 t	3,640 t	4,756 t	0 t	0 t	・利材先の新規開拓による委託量の低減 ・塗装 3wet 化による塗料粕量の削減 ・荷姿改善による梱包材の削減
廃アルカリ	490 t	420 t	490 t	0 t	0 t	・化成廃液の内製処理化による委託量の低減
金属くず	26 t	0 t	26 t	0 t	0 t	—
木くず	273 t	252 t	273 t	0 t	0 t	・処理委託先の開拓
繊維くず	93 t	62 t	93 t	0 t	0 t	—
ガラスくず	9 t	0 t	9 t	0 t	0 t	—
廃油	1 t	1 t	1 t	0 t	0 t	—

産業廃棄物の種類	② 計画					今後実施する予定の取組
	【目標】					
	全処理委託量	優良認定業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
汚泥	1,373 t	1,373 t	1,373 t	0 t	0 t	・新規委託先の開拓による安定委託処理化
廃プラスチック	4,376 t	3,252 t	4,376 t	0 t	0 t	・利材先の新規開拓による委託量の低減 ・塗装 3wet 化による塗料粕量の削減 ・荷姿改善による梱包材の削減
廃アルカリ	797 t	386 t	797 t	0 t	0 t	・脱脂槽清掃周期の見直しによる委託量の削減
金属くず	17 t	0 t	17 t	0 t	0 t	・有償売却の新規開拓
木くず	251 t	232 t	251 t	0 t	0 t	・ダンボール梱包化による輸入部品梱包材の削減
繊維くず	86 t	57 t	86 t	0 t	0 t	—
ガラスくず	8 t	4 t	8 t	0 t	0 t	—
廃油	1 t	1 t	1 t	0 t	0 t	—